

(平成23年10月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月から41年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで
③ 昭和54年1月から同年3月まで
④ 昭和61年4月から平成3年3月まで
⑤ 平成4年4月から5年3月まで
⑥ 平成7年4月から9年12月まで
⑦ 平成10年4月から11年3月まで

私の母は、私が20歳になった時に国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれたはずであり、申立期間②及び③の保険料は母又は私自身が納付した。

また、保険料を納付できなくなってからは、毎年、必ず保険料の免除手続を行っていた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、当該期間はいずれも3か月と短期間であること、申立期間②前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間③直前の期間の保険料は納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

2 一方、申立期間①について、申立人は、当該期間の保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の母親から聴取できないため、当時の状況が不明であること、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金

受付処理簿により、昭和 41 年 6 月頃に四兄と連番で払い出されたことが推認でき、四兄は、申立人と同様に当該期間直後の同年 4 月からの保険料が納付済みで、当該期間は未納であることなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が免除手続を行ったとしている申立期間④から⑦までについて、当該期間は 4 か所と多数であり、特に、申立期間④及び⑥は、それぞれの期間が 60 か月及び 33 か月と連続した長期間で、免除申請を行うにはそれぞれ 5 回及び 3 回の手続が必要となり、これだけの期間において行政側の記録誤りが続いたとは考え難い。

さらに、申立期間⑦について、オンライン記録により、平成 12 年 12 月 6 日に過年度納付書が作成されたことが確認できることから、当該期間が申請免除期間とはされていなかったと考えられる。

- 3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から45年3月まで
私の義父は、私が婚姻した後の国民年金保険料を納付してくれた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き20歳から60歳に到達するまでの国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間の保険料を納付してくれたとする申立人の義父の国民年金手帳記号番号は、申立期間中の昭和44年11月頃に払い出されたことが国民年金受付処理簿により推認でき、義父は、同年4月から60歳に到達するまでの自身の保険料を全て納付しており、40年4月から44年3月まで期間の保険料を遡って納付したことが国民年金被保険者台帳（紙台帳）により確認でき、申立人の義母も義父と同様に保険料が納付されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を25万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月9日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社から支給された平成18年12月分の賞与に係る標準賞与額が、実際に支払われた賞与額よりも低額となっていることが分かった。

所持する賞与明細書（平成18年12月分賞与）において、25万2,000円の賞与が支給され、当該賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、調査の上、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与明細書（平成18年12月分賞与）及びA社が保管する18年度所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人に対しては、平成18年12月分賞与として25万2,000円が支給され、標準賞与額25万2,000円に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、A社は、「申立人の主張する標準賞与額に基づく届出を行っていない。税金及び各種保険料等控除後の支給額20万6,000円で届出をした。」としていることから、社会保険事務所（当時）は、標準賞与額25万2,000円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年7月31日から同年10月28日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年10月28日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、同年10月及び同年11月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成4年10月及び同年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月31日から同年12月1日まで

A社に勤務していた元従業員が、同社に勤務した期間に係る厚生年金保険の記録について、年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、その主張が認められたと聞いた。

国（厚生労働省）の記録では、私も元従業員と同様に、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないが、当時の給与支払明細書を所持しており、申立期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成4年7月31日から同年10月28日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保

険者資格の喪失日は平成4年7月31日とされているところ、当該喪失処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成4年7月31日）の後の同年10月28日付けで、遡って行われたことが確認できる。

さらに、A社において厚生年金保険の被保険者であった多数の従業員についても、申立人と同様に、平成4年10月28日付けで、遡って資格喪失日の入力処理が行われたことがオンライン記録から確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年7月31日にA社において資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理が行われた日から判断して、同年10月28日であると認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額は、申立人に係るA社における当該喪失処理前の記録から22万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間について、申立人が所持する給与支払明細書により、申立人は、当該期間も継続してA社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社は、当初、平成4年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、同日以降も法人格を有していることが商業登記簿から確認でき、厚生年金保険法に定める適用事業所であったと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

上記給与支払明細書において、申立人に対しては、当該期間中、標準報酬月額24万円ないしは26万円に見合う給与が支給されていることが確認できる一方で、控除されている厚生年金保険料は標準報酬月額22万円に見合う金額であることが確認できることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る平成4年10月及び同年11月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなる処理を同年10月28日に行っていることから、社会保険事務所(当時)は申立人に係る同年10月及び同年11月の保険料の納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべ

き保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年5月までの期間、50年4月及び51年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年4月から48年5月まで
② 昭和50年4月
③ 昭和51年12月

私の両親は、私が両親の経営する会社で働いていて、20歳になった頃に国民年金の加入手続をしてくれ、私が結婚するまで、母が国民年金保険料を納めてくれたはずである。また、結婚後は、私が保険料を納付した。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び婚姻前の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿により、申立期間後の昭和56年5月15日に払い出されたことが確認できること、国民年金被保険者台帳（紙台帳）には、資格取得日が同年4月1日と記載されていること、オンライン記録により、申立期間に係る被保険者資格の得喪日はいずれも平成11年3月19日に追加されていることが確認でき、当該記録追加時点で、いずれの申立期間も時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人及び母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、婚姻時に母親から年金手帳を受け取った記憶が無い上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）も無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年2月までの期間、同年10月から49年3月までの期間及び51年1月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から48年2月まで
② 昭和48年10月から49年3月まで
③ 昭和51年1月から同年6月まで

私の夫は、私が婚姻前に納付していなかった国民年金保険料をA市役所B支所で特例納付してくれた。

当時、夫も保険料を未納としていた期間があり、自身の保険料を納付した後、私の保険料を2回に分けて納付してくれた。

夫の納付記録に未納は無いのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人には国民年金手帳記号番号が2回払い出されており、最初に払い出された手帳記号番号は、国民年金受付処理簿及び国民年金番号払出表から、申立期間①の始期である昭和46年*月*日を資格取得日として、C市に居住していた49年9月11日に払い出されたことが確認できること、2回目に払い出された手帳記号番号は、国民年金受付処理簿から、申立期間③後に加入した厚生年金保険の資格喪失日である54年4月21日を資格取得日として、A市に居住していた54年4月頃に払い出されていたことが推認できることから、A市での手帳記号番号の払出時点で、同市は、申立期間を国民年金加入期間として把握していなかったと考えられる。

また、申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料をA市で特例納付したと主張しており、同市で手帳記号番号が払い出された時期は第3回特例納付実施期間中であったものの、申立期間の保険料を特例納付するには、上記の二つの手

帳記号番号を統合する必要があるが、C市で払い出された手帳記号番号の特殊台帳にはそれを行った記載が無いことから、第3回特例納付実施期間当時、A市では、申立期間を国民年金の加入期間と把握しておらず、申立人の夫が特例納付を行うことはできなかったものと考えられる(A市で発行された年金手帳の国民年金の記録欄には、申立期間に係る被保険者資格の得喪日が追記された記載があるが、上述及びオンライン記録から、二つの手帳記号番号が統合されたのは昭和59年のオンライン化後で、当該追記もそれ以降と考えられる。)

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月1日から同年10月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社における勤務期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低額で記録されていることが分かった。

国（厚生労働省）の記録では、申立期間の標準報酬月額は26万円であるが、所持する給与明細書での給与額は月額28万2,000円であったので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する給与明細書及びA社が保管する給与支給控除一覧表から、申立期間中、申立人に対して支給されていた給与額に見合う標準報酬月額は28万円であることが確認できる一方で、控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額26万円と一致している。

また、A社が保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」から、事業主が申立期間について、オンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認

できるところ、同社は申立人の被保険者資格取得時における報酬月額の届出について、「通勤費を含めなかった。」と回答している。

さらに、オンライン記録において、申立期間における申立人の標準報酬月額に遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 20 日から 42 年 9 月 21 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和 40 年 11 月から、A社B事業所に事務補助員（臨時社員）として勤務した。

当時の事務担当者に厚生年金保険被保険者証を渡し、厚生年金保険の加入をお願いしたと記憶しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社B事業所に会計担当者の事務補助員（臨時社員）として勤務した。」と主張し、所長及び会計担当者の名字を挙げているところ、A社が保管する同社C支店D作業所の名簿（昭和 40 年 11 月 1 日現在）には、申立人が挙げている名字と一致する作業所長及び経理担当者の氏名が記載されている。

また、上記作業所長は、「申立人の氏名に記憶は無いが、会計担当者の事務補助者の女性を現地採用したことを記憶している。」旨証言していることから、期間は特定できないものの、申立人がA社C支店D作業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、「保管している名簿に申立人の氏名は無く、申立人が勤務していたかどうかは不明である。また、申立期間当時、臨時社員として事務担当者の補助をしていた場合、健康保険及び厚生年金保険に加入させていたかどうかは不明である。」旨回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、上記作業所長及びその後任の作業所長はいずれも、「臨時社員は厚生年金保険に加入していない。当時は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった。」と証言している。

さらに、申立人は、「正社員のほかは、事務担当者である自分とE担当者及びF担当者がいた。」としているところ、上記後任の作業所長がD作業所のF担当者であったとしている者は、申立期間当時、国民年金に加入し保険料を納付していたことがオンライン記録から確認できる。

加えて、上記作業所長は、「D作業所は、G施設の工事現場の事務所であり、単独では厚生年金保険に加入しておらず、同作業所で勤務する正社員は、A社C支店で厚生年金保険に加入した。」旨証言しているところ、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の被保険者の中に申立人の氏名は確認できない。

また、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月 7 日から 19 年 11 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社における標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた給与額よりも低額となっていることが分かった。このことについて社会保険事務所(当時)に照会したところ、時効となっていない期間の標準報酬月額は訂正してもらったが、既に時効となった期間については、年金記録確認第三者委員会への申立てが必要とのことであったため、申立てを行った。

給料支払明細書を提出するので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人は、平成 11 年 5 月分、同年 8 月分、14 年 5 月分、16 年 8 月分、同年 12 月分、17 年 1 月分及び 18 年 6 月分の給料支払明細書を所持しているところ、当該明細書において、申立人に対しては、オンライン記録を上回る標準報酬月額 22 万円ないし 24 万円に相当する給与が支給されていたことが確認できる一方で、当該給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している

か又はこれよりも低額であることが確認できる上、給料支払明細書を所持していない期間については、申立人の申立てどおりの給与の支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、A社は、「申立期間当時、申立人の報酬月額について、実際に支給した給与額に見合う報酬月額よりも低額で届け出た。申立人の給与からは、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除した。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 24 日から 38 年 3 月 15 日まで
② 昭和 38 年 3 月 15 日から同年 12 月 31 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。

私は、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年3月31日に支給決定されているとともに、申立期間②のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社の後継会社であるC社は、「A社B工場では、申立期間②当時、退職者に対して脱退手当金の説明を行っており、従業員に代わって社会保険事務所（当時）への脱退手当金の請求手続を行っていた。」旨回答しているところ、オンライン記録から、A社B工場退職後に、脱退手当金を受給した記録が確認できる女性従業員のうちの二人は、「会社から脱退手当金の説明を受け、お金を会社で受け取った。」旨証言していることから、申立人の脱退手当金についても事業主による代理請求が行われたことがうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。